

## キリスト教会 会計基準

### (聖書の教え)

第1条 聖書は、金銭の取り扱いについて次のように導いておられる。

「わたしたちは、自分が奉仕しているこの惜しまず提供された募金について、だれからも非難されないようにしています。わたしたちは、主の前だけではなく、人の前でも公明正大にふるまうように心がけています。」

(コリントの信徒への手紙 二 8章20、21節 新共同訳聖書)

「私たちは、この献金の取り扱いについて、だれからも非難されることがないように心がけています。それは、主の御前ばかりでなく、人の前でも公明正大なことを示そうと考えているからです。」

(コリント人への手紙第二 8章20、21節 新改訳聖書)

### (目的)

第2条 この会計基準は、宗教法人〇〇〇〇教会（以下「教会」という。）が公正かつ正確な収支及び財産の状況を把握することにより、教会の健全な運営と財産維持に資するための会計基準（以下「この基準」という。）を定めたものである。

### (教会会計の適用範囲)

第3条 この基準は、教会の次に掲げる計算書類の作成の基準及び収支予算書の作成の方法を示すものである。

- (1) 収支計算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産目録

2 教会が行う公益事業その他の事業を行う場合等必要に応じ特別会計を設定する場合に、事業用の他の会計基準等を適用することがより合理性があるときは、他の会計基準等に拠ることができる。

### (会計処理の原則)

第4条 教会は、次に掲げる原則に従って会計処理を行い、計算書類を作成する。

- (1) 教会の収支及び財産の状況について、真実な内容を表示するものでなければならない。
- (2) 会計帳簿は、次の方法によって正確に作成するものである。
  - ①客観的にして検証性のある証拠に基づいて記録する。
  - ②記録すべき事実をすべて正しく記録する。
  - ③記帳は複式簿記による手法が望ましい。

- (3) 計算書類は、教会の収支及び財産の状況を明瞭に表示するものである。
- (4) 会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度継続して適用し、みだりに変更しない。
- (5) 計算書類は、毎会計年度終了後3月以内に、作成しなければならない。

#### (収支予算書)

第5条 収支予算書は、毎会計年度開始前に翌年度の業務及び事業の計画に基づいて、それに要する費用のすべて及びその費用に対応する収入の見込額を計上するものとする。

- 2 やむを得ない理由により、年度の途中でその活動計画を変更する必要があるときのため、予備費を計上することができる。
- 3 予算の科目間流用は原則として認めない。(ただし、少額の場合は小科目間の流用を認める。)
- 4 収支予算書は、前年度の予算額と対比して表示する。

#### (収支計算書)

第6条 収支計算書は、当会計年度におけるすべての資金の収入及び支出並びに資産・負債の異動と、それに伴う正味財産の増減の内容を明瞭に表示するものである。

- 2 収支計算書は、収支計算の部と正味財産増減計算の部に区分して表示するものとする。収支計算の部については、予算額と決算額を対比して表示する。(様式1-1)
- 3 収支計算書のうち、収支計算の部の内容を経常収支と経常外収支(又は臨時収支)に区分して表示することができる。(様式1-2)
- 4 小規模な教会の場合で、収支計算書のうち正味財産の増減が極めて少額である等の理由により、教会が正味財産増減計算の部の表示を不要と認めるときは、それを省略することができる。
- 5 収支計算書は、事業活動収支計算書にすることができる。(様式1-3)

#### (貸借対照表)

第7条 貸借対照表は、当会計年度末におけるすべての資産、負債及び正味財産の状況を明瞭に表示するものである。

- 2 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に区分し、資産の部は特別財産、基本財産及び普通財産に区分するものとする。
- 3 普通財産は、固定資産及び流動資産に区分し、負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して表示するものとする。(様式2-2)
- 4 資産の貸借対照表価額は取得価額とする。ただし、減価償却資産については取得価額から相当の減価額を控除することができる。

- 5 交換、受贈等により取得した資産の取得価額は、原則としてその取得時における公正な評価額によるものとする。ただし、評価が困難な資産については、備忘価額を付することができる。
- 6 宝物などの特有な財産で、評価額などを付することが適当でないと教会が認めた場合には、価額を付さないことができる。
- 7 負債は、発生事実に基づいてもれなく計上する。
- 8 正味財産は、総資産の額から総負債の額を控除した額をいう。

(財産目録)

- 第8条 財産目録は、当会計年度末におけるすべての資産及び負債の名称、数量、価額などを詳細に表示するものである。なお、宝物などの特有な財産で価額が付されていない資産についても名称、数量を記載するものとする。
- 2 財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。
  - 3 財産目録は、資産の部と負債の部とに区分し、その差額を正味財産とする。

(計算書類の注記)

- 第9条 計算書類には、重要な会計方針、会計方針の変更、その他教会の収支及び財産の状況を明らかにするために、必要事項を注記するものとする。

(用語の定義)

- 第10条 この基準において使用される用語の意義は、次のとおりである。

(1) 会計年度

教会が財政運営や活動の状態を把握するための会計単位とする期間で、それぞれの教会規則に定める会計年度（会計期間と同義）である。

(2) 会計区分

財政や経理の状態を明確にするため、目的事業に係る会計を分離して行うこと。通常は、一般会計と〇〇特別会計などの区分である。

(3) 収支予算書

会計年度ごとの活動計画を経済的に測定したもので、業務や事業活動を行うときに必要とされる収入と支出の計画を、金額で表す書類である。

(4) 収支計算書

実施された業務や事業活動の実績を、1会計年度における収入・支出ごとに表すため作成された計算書である。

本基準の収支計算書は、収支計算の部と正味財産増減計算の部に分かれているが、収支計算と正味財産増減計算を加えることにより、貸借対照表との関係が保たれる。

(5) 貸借対照表

教会のある一定の時期における資産、負債、正味財産の状態を表すた

めに収支計算書などと同時に作成され、その教会の財政状態に関する情報を提供するものである。

(6) 財産目録

貸借対照表と同様、一定時期において保有するすべての資産と負債の内容を一覧表にして明らかにするものであり、それぞれの資産・負債項目の合計額は、貸借対照表の金額と一致するものである。

(7) 業務

業務とは、宗教法人法第1条の規定に使用されている用語で、宗教団体の主たる目的である宗教上の本来的活動である、「教義をひろめ、儀式を行い、信者を強化育成する」（同第1条、第2条参照）等の活動及びそれに伴う直接間接の事務をいうものとされる。

(8) 事業

事業とは、宗教法人法第1条及び第6条の規定に使用されている用語で、内容は「公益事業」と「公益事業以外の事業」である。公益事業以外の他の事業は、「宗教法人の目的に反しない限り行うことができる。」（同第6条参照）ものとされる。

(9) 流動資産

資産のうち、保有目的が長期でないもので、現金もしくは比較的短期間（通常1年以内）のうちに現金化できる資産であり、教会の運営の日常業務や維持管理に必要な資産をいう。現金預金や短期債権、貯蔵品、一時的資金運用の有価証券などがあるが、これらの資産であっても特別財産や基本財産に区分されたものは、流動資産には含めない。

(10) 流動負債

負債のうち、比較的短期間（通常1年以内）に支払い、または精算される負債であり、短期間に支払われる未払金や預り金などがある。

(11) 減価償却資産

資産のうち、長期間使用される資産で、時の経過、劣化、経済的な原因などにより減価すると認められる資産をいう。減価償却資産には建物、構築物、車両、備品などの有形固定資産とソフトウェアなどの無形固定資産がある。

(12) 資産管理収入

資産の運用及び売却に伴う収入で、運用収入には預金利息、有価証券の利子、配当など及び不動産の一時的貸付収入などがある。売却収入は比較的少額なものとし、土地などで多額の場合は別科目で表示することが望ましい。

(13) 繰入金収入

特別会計に区分されている会計からの繰入金をいう。本部、支部ごとに会計処理をしている場合の資金移動や、その統合のための会計処理には使

用しない。

(14) 備忘価額

資産の帳簿価額算定において、帳簿価額が無くならないよう、あえて価額（たとえば1円）を付し、その資産の存在を帳簿上残す価額のこと。

(15) 注記

計算書類の内容を補足したり、説明し情報を付け加える場合に用いられる方法。注記の記載方法は、それぞれの計算書類の後に関連事項を記載（脚注という）する方法と、すべての計算書類の後にまとめて一括記載する方法がある。

附則

（本会計基準の使用方法と補足説明）

- (1) 本会計基準は教団または個々の教会が、最低限守るべき会計処理及び計算書類の作成・表示について基本的な考えを示したもので、いささか啓蒙的である。それは、教会が具体的に会計処理基準又は会計規程等の作成あるいは調整をする場合において、できる限り準拠すべきことを目的に作成されているからである。
- (2) 本文中、段階的あるいは任意的な表現がある（例えば第3条から第7条）が、そのうち各教会は、（聖書の教え）および（目的）からして最適な方法を選択し自教会の基準等とする、という使用方法になると考える。また、本基準は会計に関する最小限の基本原則であるから、実際の会計処理基準等には、教会として、さらに検討し規定すべき事項があることを本検討委員会も理解している。
- (3) 計算書類様式例については、文化庁の資料の大科目例のみを示したものであり、通常このほかに中科目・小科目等があり得る。科目について本来は、キリスト教会固有の科目に変更すべきであるが、それは各教会の判断、慣例に任せることになる。しかし、何らかの参考となるものが必要であるという理解から、主要科目も別途示したが、例示であることから必ずしもこれにこだわる必要はない。
- (4) 正味財産増減計算書と収支計算書については、本会計基準では、正味財産増減計算書を別途作成することは予定していない。したがって、収支計算書は収支計算の部と正味財産増減計算の部の構成になっているが、正味財産増減計算書を別途作成する教会の場合の収支計算書は収支計算のみになる。
- (5) 本会計基準の条項の中にある表現を、「…しなければならない」「…ものである」「…する」「…するものとする」「…できる」としているが、各条項の強調性・任意性の度合いを、おおむね、強いものから弱いものへの表現の差であるのご理解されたい。

(6) 本会計基準の作成主旨は、わが国における信教の自由と擁護、キリスト教会の適切な管理運営に努めることによって、わが国の社会の中に、イエス・キリストの愛が浸透することを目指すものであることをご理解いただきたい。

2013年 月 日

日本キリスト教連合会

会計基準検討委員会

矢木良雄（日本キリスト教連合会常任委員・牧師）

繁田勝男（公認会計士）

長岡淳三（税理士）

佐藤丈史（行政書士）